

## 神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、定まった住居を持たず、終夜営業店舗で寝泊まりするなどの住居不安定者（家具家電等の持ち合わせがない者に限る。）が、新たに住居を確保するにあたり家具家電等を分割払い等で購入することに対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この要綱に基づく利子補給金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に基づく事業を実施する機関）が作成した支援プランに基づき、自立に必要な支援を受けていること。また、支援期間は、家具家電等の購入費の返済終了まで延長可能であること。
- (2) 就労しており、又は就労先が決まっており、家賃、光熱水費、生活費のほか、分割払いや返済金の月々の支払いが可能な収入が見込まれる者であること。
- (3) 申請日において住居喪失後新たに県内の賃貸住宅に入居してから6箇月以内の者であること。
- (4) 申請日の属する月（当該月の収入を確定できない場合は前月）における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）と昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額の1.3倍の額（別表1）以下であること。
- (5) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）（別表2）以下であること。
- (6) 生活保護受給中でないこと。

2 前項第4号及び同項第5号に算入する収入及び金融資産の範囲は、生活困窮者自立支援法第6条に基づく住居確保給付金の例による。

### (自立相談支援機関による支援)

第3条 自立相談支援機関は、対象者が住居を確保し、安定した生活を送ることができるよう必要な支援を実施するものとする。

2 自立相談支援機関は、本要綱に基づく利子補給金の交付申請者に対し、申請手続等の支援を行うとともに、分割手数料や借入金を計画的に返済できるよう必要な支援、助言等を行うものとする。

(利子補給金の対象)

第4条 利子補給金の対象は、次表に掲げる物品（以下「家具家電等」という。）をクレジットカードの分割払いで購入する場合の分割手数料、又は金融機関が実施する用途が定まった借入（家具家電ローンなど。金融機関の口座から返済額が自動で引き落とされる契約のものに限る。）で購入する場合の利子とする。

寝具、照明器具、カーテン、炊飯器、冷蔵庫、コンロ、洗濯機、調理器具（鍋、フライパンなど）、食器類、電子レンジ、冷暖房器
---

- 2 利子補給金の対象となる家具家電等の購入費には、配送費、設置工事費を含むものとする。
- 3 利子補給金の交付対象となる家具家電等の購入費が10万円を超えた場合は、10万円を超える分の利子相当分は支給しない。
- 4 借入金の額が利子補給金の交付対象となる家具家電等の購入費を超える場合は、購入費を超える部分の利子相当分は支給しない。
- 5 利子補給金の対象となる期間は、返済終了日又は交付決定日の属する年度の末日までのいずれか早い日までの利子相当分とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額の算定方法は、知事が別に定めるものとする。

- 2 ボーナス併用返済に係る利子相当額は利子補給金の対象外とする。
- 3 利子補給金の上限は、交付対象となる家具家電等の購入費（当該額が10万円を超える場合は10万円）又は借入額のいずれか低い方の10%の額とする。

(利子補給金対象者認定申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、家具家電等の購入前かつ第9条による利子補給金交付申請前に、「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金対象者認定申請書」（第1号様式）により対象者認定の申請を行い、知事の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 「自立相談支援提供証明書」（第2号様式）（自立相談支援機関又は自治体が所定の記載したもの）
  - (2) 申請者及び世帯員の申請月又は申請前月の給与明細（就労予定の場合は雇用契約書）の写し
  - (3) 申請者及び世帯員の全通帳の口座名義人が記載されたページ（表紙等）と申請月の最終残高が記載されたページの写し
- 3 申請日において住居確保給付金を現に受給中の者にあつては、前項第2号及び第3号の書類に代えて住居確保給付金支給決定通知書の写しの添付でも可とする。
- 4 申請日において神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定日から3箇月以内の者にあつては、第2項第2号及び第3号の添付は省略するこ

とができる。

(対象者認定の通知)

第7条 知事は、前条による申請書を受理したときは、対象者が第2条各号を満たすかを審査し、「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金対象者認定通知書」(第3号様式)又は「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金対象者認定不承認通知書」(第4号様式)により通知するものとする。

2 前項の認定の有効期間は、通知の日から3箇月間とする。

(認定前着手の禁止)

第8条 申請者は、前条の認定通知前に利子補給金対象物品の購入に着手してはならない。

(利子補給金交付申請)

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金対象物品をクレジットカードの分割払い又は金融機関が実施する用途が定まった借入金により購入した後1月以内に、「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金申請書」(第5号様式)により申請するものとする。

2 家具家電等を分割で購入した者が、利子補給金の交付を受けようとする場合、前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 家具家電等を購入したことを証する書類(購入店舗のレシート、インターネットで購入の場合は決済完了画面等)の写し
- (2) 前号の購入に係る分割払いの利用明細の写し(利用額、支払回数、返済計画、手数料の額が記載されているもの)
- (3) 購入した家具家電等の写真

3 家具家電等を用途が定まったローンで購入する者が、利子補給の交付を受けようとする場合、第1項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 家具家電等を購入したことを証する書類(購入店舗のレシート、インターネットで購入の場合は決済完了画面等)の写し
- (2) ローン契約書又は借入時に発行されるローン利用明細(利用額、支払回数、返済計画、年利率の額が記載されているもの)
- (3) 購入した家具家電等の写真

(審査及び結果の通知)

第10条 知事は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否について「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金交付決定通知書」(第6号様式)または「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金不交付決定通知書」(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、分割払金又は返済金の支払いを完了した日から 14 日経過した日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに「神奈川県新生活応援家具家電等購入費利子補給金の事業実績報告書（第 8 号様式）」に利子の支払いを証する書類（引き落とし口座の明細等）を添えて行うものとする。

(利子補給金の支払い)

第 12 条 知事は、前条の事業実績報告書を審査し、申請者が毎月所定の分割払金又は返済金を適正に支払っていると認めたときは、額の確定を行い、利子補給金を支払うものとする。

(書類の整備等)

第 13 条 利子補給金を受けた者は、支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(暴力団排除)

第 14 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する場合は、利子補給金の交付の対象としない。

2 知事は、利子補給金の交付を受けようとする者が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、利子補給金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者が第 1 項に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第 15 条 申請者が自己破産した場合、県外に移転した場合、返済が 1 箇月以上遅延した場合又は繰上げ返済により完済した場合、申請者はすみやかに知事に報告しなければならない。

2 前項の場合、知事は当該事実が発生した月の翌月分から利子補給金の交付を中止する。

(申請の取り下げのできる期間)

第 16 条 申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(実施細目)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 収入基準

(市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12+住宅扶助額) × 1.3

市町村	単身世帯	二世帯	三世帯
横浜市	176,800 円 (84,000+52,000) × 1.3	249,600 円 (130,000+62,000) × 1.3	312,000 円 (172,000+68,000) × 1.3
川崎市	179,010 円 (84,000+53,700) × 1.3	252,200 円 (130,000+64,000) × 1.3	314,340 円 (172,000+69,800) × 1.3
横須賀市	166,400 円 (84,000+44,000) × 1.3	252,200 円 (130,000+53,000) × 1.3	297,700 円 (172,000+57,000) × 1.3
相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、葉山町	162,500 円 (84,000+41,000) × 1.3	232,700 円 (130,000+49,000) × 1.3	292,500 円 (172,000+53,000) × 1.3
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	158,600 円 (81,000+41,000) × 1.3	224,900 円 (124,000+49,000) × 1.3	275,600 円 (159,000+53,000) × 1.3
中井町、山北町、愛川町、清川村	154,700 円 (78,000+41,000) × 1.3	213,200 円 (115,000+49,000) × 1.3	252,200 円 (141,000+53,000) × 1.3

別表2 資産基準

基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額

市町村	単身世帯	二世帯	三世帯
横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、海老名市、座間市	504,000 円	780,000 円	1,000,000 円
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市	486,000 円	744,000 円	954,000 円
中井町、山北町、愛川町、清川村	468,000 円	690,000 円	846,000 円